

警報発表及び避難指示等に伴う 臨時休業に関する規定

京丹後市に、午前 6 時の時点で洪水警報、暴風（特別）警報、暴風雪（特別）警報、津波・大津波警報、大雨特別警報、大雪特別警報のうち、1 つ以上が発表されているときは自宅待機とする。

居住する地域に避難指示・緊急安全確保が発令されている場合は、居住する地域の避難誘導等に従い登校しないこと。

午前 6 時から始業までの時間帯に、上記の警報が発表された場合も同様とする。

午前 10 時の時点で上記の警報が解除されているときは、午後からは平常授業とする。解除されていなければ、午後からも臨時休業とする。

登校後に上記の警報等が発表された場合は、状況に応じて必要な措置を講ずる。

その他、校長が必要と認めたとき、臨時休業等の措置を行う場合がある。

（附則）

この規定は、令和 3 年 5 月 20 日より施行する。

※注① 特別警報が発表された場合には、周囲の状況や市町から発令される避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。

② 高潮特別警報と波浪特別警報については、高齢者避難情報・避難指示・緊急安全確保の対象となった沿岸地域に居住する生徒を対象とし、上記の臨時休業の規定によるものとする。

③ 京丹後市には警報が発表されていないが、居住している地域に警報が発表されている場合には、該当生徒は上記の臨時休業の規定によるものとする。

④ 午後から平常授業の場合は、SHR（午後 1 時 25 分）に間に合うように登校すること。

⑤ 丹後地域または京都府北部に警報が発表されていても、京丹後市に発表されていないことがあるので注意すること。

⑥ 休日に実施する模擬試験や進学講習、部活動も同様とする。ただし、部活動の公式戦やボランティア活動等については別途指示する。

電話による問い合わせに対応できない場合も想定し、上記規定及び学校ホームページの指示等を確認すること。

< 登下校に利用している公共交通機関が長期不通の場合（お願い） >

近隣から運行可能な公共交通機関を利用したの登下校の方法も検討してください。